

平成27年11月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成27年(ワ)第389号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年11月2日

判 決

北九州市

原 告

同訴訟代理人弁護士 桑原善郎

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福田吉孝

同訴訟代理人支配人 横山勇夫

同 林徳正

同 江島秀雄

主 文

1. 被告は、原告に対し、202万5533円及びこれに対する平成17年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

主文1項と同じ

第2 事案の概要等

1 事案の概要

被告との間の金銭消費貸借契約に基づく弁済につき、利恩制限法所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると（以下、この方法による計算を「引直計算」という。），過払金が生じていると主張して、

被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金202万5533円及びこれに対する平成17年6月1日から支払済みまで民法704条前段所定の年5分の割合による利息の支払を求めた。

2 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告と被告との間の取引（甲1の2）

原告は、貸金業者である被告との間で、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「本件計算書」という。）「年月日」欄、「借入金額」欄及び「弁済額」欄各記載のとおり、平成3年2月18日から平成17年5月31日までの間、借り入れと返済を行った（以下、この取引を「本件取引」という。）（甲1の2）。

（2）原告の破産手続（甲2，3，乙1，2）

原告は、福岡地方裁判所小倉支部において、平成17年8月24日、破産手続開始の決定と同時に破産手続廃止の決定を受け、同年10月26日、免責許可決定を受けた（以下、この破産手続開始申立事件を「本件破産事件」といい、これらの決定を併せて「本件破産決定」という。）（同支部平成17年(フ)第1881号）。

被告は、本件破産事件における原告の代理人であった[]弁護士（以下「[]弁護士」という。）から、破産手続開始の申立てを行うこととなつた旨の通知と債権調査表の返信の依頼を受け、原告に対し、本件取引における平成17年7月13日時点の貸付金残高が99万9786円、未払利息が2万3775円、遅延損害金が9597円であることを記載した同月14日付け残高証明書を送信した。

3 争点

- （1）原告が遅延損害金の支払義務を負うか
- （2）被告が過払金の受領につき悪意の受益者であるか

- (3) 本件請求が信義則違反又は権利の濫用に当たるか
被告の主張は次のとおりである。

原告は、本件破産事件において、本件取引における被告に対する債務を自認するとともに、被告に対する過払金返還請求があることを破産裁判所に申告することなく、本件破産決定を受けたのであり、本件請求は、先行行為と矛盾するとともに、被告に対して惹起した、本件取引において過払金が発生しておらず、その返還請求権が行使されることもないとの信頼に反するものであって、信義則に反し許されない。

また、原告の過払金返還請求権が行使されないことにつき被告が有する合理的期待が保護に値するものであるのに対し、原告の過払金返還請求権は本来本件破産事件において破産財団に組み入れられるべきものであったことからすると、本件請求は権利の濫用に当たる。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

被告は、原告は平成3年9月13日の分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失したから、その後の取引について引直計算をするに当たって、遅延損害金の制限利率を適用すべきであると主張するが、支払期日を明らかにする証拠が提出されていないことからして、被告の主張は採用できない。

2 争点(2)について

貸金業者が利息制限法所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前のもの。）の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、悪意の受益者であると推定されるというべきであるところ、そのような事情を認めるに足りる証拠はないから、被告は悪意の受益者であると

認められる。

そして、本件取引について引直計算を行うと、本件計算書「年月日」欄、「借入金額」欄及び「残元金」欄記載のとおり、平成17年5月31日の最終借入れの時点で過払金202万5533円の発生が認められる。

3 争点(3)について

本争点は、結局のところ、本件破産事件の時点で存在しており、申告がなされていれば配当等に充てられていた可能性のある過払金による利益を、原告被告のいずれに確保させることを認めるのが相当であるかというものであり、直接的に問題とすべきは、本件破産事件を経て本件請求に至った経過における被告の利益や信頼であって、本件破産事件における原告の一般債権者のそれではないことは明らかである。したがって、本件請求が認められることにより、本件破産事件において配当等に充てられていた可能性のある利益を原告が確保することになるという本争点の前提事情それ自体を重視して、本件破産決定に至る経緯や、本件請求が認められることにより被告の利益や信頼がどのように害されることとなるかといった事情を具体的に検討することなく結論を導くことは相当ではない。そして、上記の申告がなされることは、原告が本件取引に係る過払金が存在するとの認識を欠くことを窺わせるものにすぎず、本件取引に係る過払金が存在しないとの事実を当然の前提とするものとはいえないこと、その後に過払金返還請求が認められることにより、被告がもとより負担すべきであった過払金債務以外に具体的にどの程度の経済的不利益を受けることとなるのかは証拠上判然としないことに鑑みると（なお、時間経過による過払金元本に対する利息の増大については、貸金業者である被告がその期間過払金元本に相当する金員を使用することによりこれに対する年5分の割合を越える利益を得ることが容易であったと考えられることからして、考慮に値しない。），被告が、上記の申告がされなかったことにより、その後過払金返還請求権が行使されないと期待を抱いたとしても、そのような期待は、本件取引に係る借

入金債務が存在することを前提とした本件破産決定後になされたものであるとの一事情をもって、当然に本件請求を認めないものとするほどの高度の保護に値するものとはいい難い。このような観点からすると、原告が後に過払金返還請求を行う意図を秘して本件破産事件の申立てをしたと認められない限り、本件請求が一般条項に反して許されないと解するのが相当であるところ、本件破産事件の申立ての当時の裁判例の趨勢からして、みなし弁済が否定されることが事実上確実とはいえない状況であったこと（公知の事実）、本件破産事件の申立てに当たり原告に本件取引の履歴は開示されていないこと（弁論の全趣旨）、本件破産決定から本訴提起までに10年弱が経過していることに鑑みると、原告に上記のような意図があったと認めることはできない（なお、被告は、~~■■■~~弁護士が平成17年に代理人として被告との間で被告が過払金債務を負うことを条項とする2件の和解契約（乙7、8）を締結したことがあることからして、原告は本件破産事件申立てに当たり過払金の存在を少なくとも認識し得た旨主張するが、上記各和解契約に係る取引の内容は不明であること、上記各和解契約上の過払金の額は20万円あるいは3万円と比較的小額であり、みなし弁済が否定される可能性が高いことを前提とするものではないことが疑われることからして、そのような事情は、原告に上記のような意図があったことを推認させるものとはいえない。）。したがって、本件請求が一般条項に反して許されないと認めることはできない。

4 以上によれば、被告は、原告に対し、過払金202万5533円及びこれに対する平成17年6月1日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払義務を負う。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるから、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部

裁判官 炭 村 啓

240-11 (回転)

これは正本である。

平成27年11月27日

福岡地方裁判所小倉支局第5民事部

裁判所書記官 西

印

